

国際協調における国家主権の重要性 — 競争法の国際協調の事例から —

山本 敬晃

1. はじめに

国際政治で見られるグローバル化への関心が高まるにつれ、この現象についての研究も増加している¹。その注目度からもグローバル化は一つの学問分野となっている²。特に経済のグローバル化は、冷戦の終結という時代の変化とともに注目を集めた。経済をめぐるイデオロギー対立が終息し、「歴史の終焉」という新しい現象としてとらえる議論があるほどであった³。実際、1995年には自由貿易促進を主たる目的とする世界貿易機関（WTO）が発足し、2001年には「社会主義国」中国も加盟し、国際経済は文字通り世界全体を包括するグローバルな現象として拡大してきた。

しかし、WTO の発足により経済のグローバル化はさらに進むと思われたが、2001年に開始されたドーハ・ラウンドは現在にいたるまで合意に至っていない。グローバル化は必然的に進むものではなく、停滞する場合もあるのである。グローバル化が進む事例だけでなく、停滞する事例を考察してこそ理解が深まるだろう。

本稿の目的はどのような場合にグローバル化が進展するのかを明らかにすることである。これまでのグローバル化に関する研究はグローバル化の流れを不可避なものとする見方⁴と、依然として主要なアクターである国民国家を強調し、グローバル化に懐疑的な伝統論の見方⁵に分かれていた。本稿はこうしたグローバル化の二つの見方を踏まえ、どのような場合にグローバル化が進展するのかという条件を見出すアプローチからグローバル化について考察していく。

こうした関心のもと、本稿では競争法のグローバル化を取り上げる。競争法は独占禁止法はじめ、自由で公正な競争を維持するための規制であり、自由主義・市場経済体制を掲げる国家にとって必須のものである。そのため冷戦終結後、競争法を定める国家が増加し、国境を越えた多国籍企業の経済活動も盛んになるにつれ、WTOにおいて国際競争法という統一ルールを制定する動きが出てきた⁶。しかし、この構想は途中で挫折する。WTOでの議論はグローバル化が進んだ時代における試みであったが、発展途上国やアメリカの反対により議論が打ち切られてしまった。そもそも発展途上国は自由主義市場経済を採用し、アメリカにいたっては競争法創始国ともいえる国であったにもかかわらず反対に回ったのであった。その理由として、アメリカの消極的な姿勢に加え、国内経済の差がある先進国と途上国に同じ競争法を適用することの不都合や各国の競争法の違いなどが指摘されている。

その一方、WTOでの議論が打ち切られたのと同時期に国際競争ネットワーク（ICN）が形成されている。これはアメリカの主導で設立され、また発展途上国もメンバーになっている。WTOでの会合とは対照的に、ICNでの議論を通じて競争当局間の国際的な協力が大いに進んでいる。競争法の国際化の必要性は各国も認めているにもかかわらず、なぜWTOでは議論が打ち切れ、ICNでは国際協調が進んでいるのであろうか。この問いに答えることで、グローバル化の進む要因を分析することが本稿の目的である。

以下、第2節では本論文の先行研究となるグローバル化に関する議論を概観し、その問題点を述べる。そして、WTOでの国際競争法制定の失敗、ICNでの協調を説明する本稿の分析視角を提示する。第3節では競争法の域外適用をめぐる国際的な対立を検討し、それが国際競争法制定の試みへとつながる過程を述べる。第4節ではWTOでの国際競争法制定の過程を検討し、失敗の原因を考察する。第5節ではICN誕生について説明し、そこで国際的な協調が促進していることを示す。終節の第6節では全体の議論を総括するとともに、本稿の議論から今日の世界にいかなる含意が引き出されるか検討する。

2. 競争法のグローバル化をめぐる分析視角

2.1 経済のグローバル化

東西ドイツの統一（1990年）、ソ連の崩壊（1991年）によって、旧ソ連や東欧諸国も市場経済・民主主義体制へと移行し、アジアでも中国やベトナムなどの「社会主義国」も実質的な市場経済へと移行した。このような経済のグローバル化の中心的な現象が企業の多国籍化である⁷。主として先進国の多国籍企業の伸長が今日の世界経済を特徴づけている⁸。

企業が多国籍化するというはその活動がボーダレス化するということである。国境に囚われない取引を行う多国籍企業にとって、各競争当局の実務の差異が大きくなればなるほど、不必要なコストを生じさせることになる⁹。実務の不一致による負担を軽減するために、国際的な経済法の必要性が高まることになる。しかし、国際的な競争法の必要性では一致しても、議論が進む場合と停滞する場合がある。これを考察することが本稿のテーマである。

2.2 競争法の広がりと挫折

自由市場経済体制を掲げる国家において、政府による介入を可能にする法令は経済法と総称される。経済法は「競争法」と「統制法」の二種類に分類されるが、グローバル化する企業の活動を取り締まる法として問題になるのが前者の競争法である¹⁰。競争法は事業者の活動が競争メカニズムの下で展開されることを目的として、それを損なう事業者に対して政府が介入することである。競争メカニズムを通じた間接的手法であって、このタイプの競争法は競争秩序維持法とも表現される。

競争法の歴史は1890年にアメリカが取引制限行為と独占行為の禁止規定を有するシャーマン法を制定したことに始まる¹¹。その後、自由主義市場経済体制を採用する西側諸国において競争法が制定されていった。冷戦後の今日では旧共産主義諸国においても浸透し、現在では100を超える国・地域で競争法が制定されている¹²。

このように競争法が各国に広がっていく中で、「国際競争法」ともいべき統一法を制定しようとする動きが出てきた。冷戦後、経済のグローバル化、相互依存が進展していく過程で、1993年に国際独占禁止法協定案（ミュンヘン・コード）が作成された¹³。このミュンヘン・コードが関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の事務局に提出され、多くの国の注目を集めた。この議論はGATTの後身であるWTOへと引き継がれていく。

しかし、WTOでの国際競争法制定の試みは議論が打ち切られてしまう。その原因は途上国の反対や競争法先進国ともいえるアメリカの消極的な姿勢にあった。ただその一方、WTOでの議論が挫折

したのと同時期に、ICN という枠組みでの交渉が開始されている。議論の内容は異なるが競争法について議論する場において、ICN では目立って大きな対立は起きていないだけではなく、国家間の調整が進んでいる。

経済のグローバル化により国際競争法が必要とされている中、なぜ WTO での試みは失敗したのか。他方、ICN という場では議論が進展し、国家間の対立は起きていないのはなぜなのか。国家間の交渉を行う場の違いによって結果は大きく変わってくるのである。このテーマを考察することで、グローバル化はいかにして進展していくのかという点を明らかにすることができると思う。

この点を踏まえた上で、競争法をめぐるグローバル化の経過は理論的にどのように説明することができるだろうか。本稿の問題の所在を明らかにするためにグローバル化を捉える分析視角から検討してみたい。

2.3 グローバル化を捉える分析視角

グローバル化を分析する主な理論的枠組みとして二つのアプローチがある¹⁴。一つはグローバル化の流れを不可避なものとするグローバル論であり、二つ目は国際政治の中心的アクターは国家であり、グローバル化に懐疑的な見方をする伝統論である。この二つの主張を検討しながら、議論を進めてみたい。

一つ目のグローバル論はグローバル化が進むことにより、国境の重要性は低くなると考える。さらに国家間の差異や自律性も弱まり、均質な文化と経済が生まれていると指摘する。また、グローバル論者はグローバル化の進度に応じて新たな構造が現れ、そこで形成されるルールによって国家や組織、人々の活動が左右されるという。グローバル化は必然的な現象であり、これに抵抗しようとする試みは挫折することになる¹⁵。

この視点からは WTO が国際競争法制定のための交渉の場を提供しているのであれば、その試みは十分に成功することが予想されよう。しかし、既に述べたように、WTO での議論は頓挫したのであった。WTO は期待を形成する枠組みも情報も提供していたのにである。グローバル化が進んだ時代でも失敗したのはなぜなのだろうか。

これに対し伝統論はグローバル化そのものに懐疑的である¹⁶。グローバル化を新しい現象であると捉えることは誇張でしかなく、むしろ過去との連続性を指摘し、依然として国民国家が主要なアクターであることを強調している。この見方は国際政治学の中心的な理論といえるリアリズムと重なる。リアリズムによれば、国際政治の独立した国家同士がパワーを求めて争うため、国際関係は協調ではなく敵対的關係に基づいて形成される¹⁷。

確かに WTO での交渉の決裂はグローバル化に関する伝統論、広くはリアリズムの見方で説明できるかもしれない。しかし、どの国も競争政策の国際的な協力が必要ということには合意があり、協調を模索していたのである。実際、WTO での議論に代わる ICN では利害の調整が進んでおり、この点をリアリズムの見方から説明することはできないであろう。つまり、伝統論の想定とは異なり、少なくとも競争政策の国際的な協調の議論においては国家間関係が対立的であったわけではない。検討すべきはなぜ WTO での交渉は失敗し、ICN では議論が進展したのか、という問題であろう。なぜ、WTO では協調できなかったにも関わらず、ICN では国家間で協力できたのであろうか。

2.4 国際協調における国家主権の重要性

ここまで考察してきたように、グローバル化に関する既存の視点では WTO での失敗と ICN での成功を十分に説明することができない。これまでの議論を踏まえ、本稿は国家主権を尊重した上での利害調整がグローバル化の実態であるという議論を展開する。WTO はマラケシュ協定 (Marrakesh Agreement) という条約で設立された正式な国際機関であるため、ルールの拘束力が強化されている¹⁸。したがって、WTO で決められた競争法に加盟国は拘束されることになる。WTO で競争法が議論された当時、途上国のほとんどは競争法を自国で制定していなかった。そのため、自国の法律もないにもかかわらず、WTO で決められたルールに従うことになるので、途上国は反対したのであった。また WTO での国際競争法の議論は欧州連合 (EU) を中心に展開されていたため、その内容が異なる競争法を持つアメリカはこれに反対していた。WTO の紛争処理ルールの適用によって自国の法律とは違うルールに縛られることになってしまうからである。実際にアメリカは WTO での国際競争法制定の議論に消極的であったが、その動きに対抗するかのよう ICN を設立した¹⁹。

しかし、ICN は必ずしもアメリカの意向を他国に強要するものではない。ICN は競争当局間の意見交換の場 (フォーラム) を提供することを目的としており、事務局を置かずにあくまでも各国の競争当局が運営を行う拘束力のない枠組みである点が特徴である。拘束力がないため、自国に不利益なルールであれば従う必要がない。こういった国家主権を侵害しない仕組みであれば、競争法を持たない途上国も参加しやすくなるだろう。実際に、ICN には多くの途上国が参加しており、自国の競争法制定のためのキャパシティ・ビルディングも積極的に実施している。また ICN はアメリカ主導で設立されたものであったとしても、アメリカと異なる競争法を持つ EU も参加している。それは EU 諸国も競争当局間の調整による紛争の回避を期待して参加しているのである。

グローバル化は異なる国家の慣習を調整するフォーラムとして展開されるのではないか。主権を残したままグローバル化は展開するという、グローバル論、伝統論の両者の視点を踏まえた理解が必要なのではないだろうか。本稿は国境を越えて活動する企業の反競争的行為を規制する競争法を例に、グローバル化が進んでいく実態をこの視点から考察する。次節では競争法のグローバル化の過程の具体的事例を分析していく。

3. 競争法の域外適用をめぐる対立

競争法がグローバル化する経済活動において注目されてきた理由は、自国競争法の域外適用 (extraterritorial jurisdiction) の問題に関してである²⁰。企業の事業活動が国境を越えると競争も国境を越える。国際競争法が存在しない状況では、各国は自らの競争法を適用することになる。この場合、国外の行為に対して、どこまで適用できるかという国家管轄権の問題、すなわち各国が競争法の域外適用を行うことは、外国の国家主権 (外国主権) に抵触するおそれがある。

この国家管轄権に関して、国境を越えて活動する事業者を競争法の規制対象にすることができるかという実体管轄権の問題がある。これは「属地主義²¹」と「効果理論」の対立と呼ばれるものである²²。この二つの考え方の対立において、アメリカ、EU ともに効果主義を採用しているため、それぞれの競争法の域外適用が国家主権の侵害とみなされる問題が起こった²³。そもそもこの効果理論とは何であるのか、またアメリカはいかなる理由から効果理論を採用するようになったのか。以下では

その歴史的背景を含めつつ検討してみたい。

3.1 アメリカに対する反発

1930年代及び1940年代に国際カルテル事件が急増した²⁴。そういった状況の中で、アルミニウム新地金の製造と販売を独占していたアルコアがシャーマン法に違反しているとされた1945年の判決において（アルコア事件判決）、ラニード・ハンド（Learned Hand）判事が「外国人の外国で行った行為に対しては、それがアメリカに効果を与える意図の下になされ、かつ現実に効果を生じている場合には、その行為に対してアメリカのシャーマン法を適用しうる」と判示し、その域外適用を認めた²⁵。これが「効果理論」である。第二次世界大戦後、競争法は世界に広がっていったのであるが、アメリカの効果理論に基づく域外適用の事件が増え、他国との摩擦を生むようになった²⁶。

数々の海運事件訴訟を通じてこの問題は表面化していたが²⁷、特に1976年のウラニウム国際カルテル事件を契機として、イギリス、カナダのオンタリオ・ケベック両州、オーストラリア、スイス、フランス、フィリピン、南アフリカなどで、アメリカからの文書提出命令に従うことを禁ずる趣旨の対抗立法（blocking statute）が設けられた²⁸。例えばアメリカの域外適用に強く反対していたイギリスは1983年のレイカー航空訴訟において、対抗立法に基づく命令を発し、事業活動を行っているすべての者に対して、アメリカの反トラスト法に基づく措置に従うことを禁止した²⁹。さらにオーストラリアとカナダの両政府は一定の条件のもと、自国の企業が外国判決により支払った損害を回復できる内容の法案を提出し、アメリカ政府に圧力をかけた³⁰。

こうした外国の反応もあって、アメリカも自国の銀行と企業が外国において関与する紛争を取り扱ったティンバレン事件について、第9回巡回区控訴裁判所が提示した「管轄権の合理的原則」を採用し、効果理論の適用範囲を制限した³¹。しかし、アメリカの裁判所は1993年のハートフォード火災保険会社事件で再度、域外適用を積極化する姿勢を示した。この事件では最高裁が改めて1945年のアルコア判決の前記要件を確認するとともに、外国事業者は反トラスト法と当該外国法の両方の影響下にあり、両法間に衝突がない限り、国際礼譲に基づき域外適用を抑制する必要はない方針を示した³²。

このように、効果理論に基づくアメリカの競争法の域外適用に他国が対抗立法による措置を取るといった国際紛争が見られた。さらにヨーロッパでも欧州司法裁判所は1988年のウッドパルプ事件判決を契機に、企業結合について実施理論ではなく効果理論に基づく管轄権を認めた³³。そして次節で検討する欧州委員会の域外適用をめぐる事件で、アメリカとEUの競争法の違いが顕在化することになる。

3.2 アメリカとEUの衝突

競争法は市場における自由かつ公正な競争を保護することにより、経済活動の健全な発展を促進することを目的としている。そのため市場、競争、支配的地位などの基礎的な概念については、各国・地域の競争法の間に大きな差異はないと考えられる³⁴。しかし、EUの欧州委員会が示す競争法についての理解は、アメリカとの違いを浮き彫りにしている。

その代表例がボーイングによるマグダネル・ダグラスの吸収合併をめぐる事件である³⁵。1997年7月4日、アメリカ連邦取引委員会は本件合併を無条件で承認した。しかし、欧州委員会のカレル・

ヴァン・ミールト委員は「全く受け入れることはできない」と宣告し、本件結合を禁止すべきの方針であった³⁶。委員会決定の事前手続である「集中に関する諮問委員会」もこの方針に賛成していた³⁷。これに対し、アメリカ連邦取引委員会は強く反発した。アメリカ政府は国防総省及び司法省を通じて、同国の重要な利益を欧州委員会に伝えた³⁸。同年7月30日、欧州委員会は本件結合の条件付承認を正式に決定し、アメリカと欧州委員会間で政治的決着が図られた。しかし、この事件を経て、両政府はより一層互いに疑念を抱くようになった³⁹。

さらに、ゼネラル・エレクトリック社（以下 GE）によるハネウエルの買収を巡る事件で、アメリカはより強い反発を見せる⁴⁰。これは航空機エンジン、金融、電力システムほかの事業を営む GE と、航空電子機器、電力システム市場などの市場において有力な事業者であるハネウエルが合併を試みた事件である⁴¹。2001年2月5日に合併の計画が欧州の競争当局である欧州委員会に届けられた。しかし、同年7月3日、欧州委員会は合併による寡占化を危惧し、本件合併を禁止する決定を行った。

この欧州委員会の決定に対して、当時のアメリカ財務長官ポール・オニールは「off the wall（頭のおかしい、気が狂っている）」と批判した⁴²。ブッシュ大統領も「私たちの政府は本合併を審査し、承認した。カナダも本合併を審査し、承認した。そして、私は欧州がこの合併を禁止することを憂慮している」と政治的圧力ともとれる発言をした⁴³。以降、アメリカの政治家が同様の批判を行った⁴⁴。その多くは欧州委員会で競争政策を担当するマリオ・モンティ委員に向けられた。これに対して、モンティは「私は市民を誤解させて、政治干渉を誘発する試みを遺憾に思う」と発言し不快感を示した⁴⁵。しかし、このように競争政策の相違が見られた事件であったが、同日に出された発表文を見るとそれぞれの当局は協議の必要性では同意していることがわかる⁴⁶。

次節ではこの問題の解決のために、WTO において検討された国際競争法制定の試みを分析していく。

4. WTO における国際競争法制定の試み

4.1 EU 主導による議論

こうした対立を背景に、国際競争法のルール作りの動きが見られた。1995年のWTOの設立に伴い、国際貿易のルールとして制定しようとする動きが見られるようになった。WTOにおける競争政策ルールの主唱国はEUである⁴⁷。EUは統合の深化と拡大を背景とし、競争政策の強化や導入を積極的に推し進めてきた実績もあって、この議論の当初から、WTOでの枠組みやルールづくりにきわめて積極的であった。

こうしたEUの動きを背景にして、1996年12月にシンガポールで開催されたWTO第一回閣僚会議において、競争政策の貿易に与える影響やダンピング問題などの観点から競争政策を交渉課題として取り上げるべきであるとの主張がなされた。そして、第二回WTO閣僚会議において、「投資と競争（Investment and Competition）」という投資とパッケージの形ではあるが、WTOが新たに検討すべきテーマの一つとして競争政策が閣僚宣言に明記された⁴⁸。

しかし、競争政策や競争法に関する問題を取り扱うことに積極的なEUや日本、オーストラリア、カナダ、韓国、ブラジル、南アフリカなどと、インドなどをはじめとする開発途上国および米国などの消極的な意見を有する国というように意見が分かれた⁴⁹。WTOにて議論が進むと思われたが、こ

れ以降、停滞し始めたのである。

その結果、ドーハ・ラウンド交渉に関する2004年7月枠組合意によって、「貿易と競争政策」が交渉議題から除外された。これを受け、統一的な「国際競争法」を策定するという解決策が成立する見込みが大きく低下した⁵⁰。旧共産主義諸国も市場改革を進め、自由主義経済が広まった国際社会において、国際競争法制定の試みは頓挫することになったのである。

4.2 消極的なアメリカ

WTOでの国際競争法制定が挫折することになった原因の一つとして、EUという法的拘束力を持つ国際組織に慣れた欧州とそうでないアメリカとの対立を指摘する議論がある⁵¹。確かに1996年の欧州理事会にて承認された共同文書において、WTOの紛争解決メカニズムを国際的な競争ルールに適用することが提言されていた⁵²。しかし、1999年7月に欧州委員会が欧州理事会への提案を採択した項目の中には、WTO紛争解決機関は司法判断または個々の事案を再審理すべきでないことを強調していた。EUがこのような譲歩あるいは後退ともとれる変化を見せたのは、アメリカが懸念を示していたからである。

アメリカが消極的だった背景として、先述した1993年の国際競争法の協定案（ミュンヘン・コード）がある⁵³。ミュンヘン・コードはWTOに紛争解決のための国際競争委員会の設置を予定していたが、そこでの決定は法的拘束力を持つとしていた。これについてアメリカは強く反対し、司法省は一貫して消極的な姿勢をとり続けた⁵⁴。特に、WTO紛争処理ルールが適用された場合、これにより各国司法当局の判断が覆される可能性があるため極めて強い懸念を示していた⁵⁵。とりわけ、アメリカは古くから競争政策（反トラスト政策）や競争法（反トラスト法）を有することから、競争政策や競争法を有さない開発途上国も視野に入れた多国間枠組みではかえって競争政策や競争法の強化はおぼつかなく、アンチ・ダンピング措置発動の制約につながりかねないことも懸念していた。実際に、アメリカは「活力ある競争政策（vigorous competition policy）」が必要であると主張していた⁵⁶。

このようにアメリカは競争政策の国際的な協調については賛成であったが、WTO内での議論の仕方に不満を持ち、消極的な姿勢であった。

4.3 途上国の反発

アメリカの消極的な姿勢に加え、発展途上国も反発を示した。2001年11月のWTOドーハ閣僚会議直前にメキシコおよびシンガポールで非公式閣僚会議（2001年9、10月）が開催され、競争政策に関して、マルチ協定（多国間）ではなく、関心国のみの参加による規律の作成という、いわゆる「プブリ協定」の可能性が議論された⁵⁷。これは欧州委員会が133条委員会において新ラウンド交渉の戦略を加盟国に諮った際に、限られた数か国による規律を提案したことに端を発するものである⁵⁸。EUの意図はアメリカとの対立の状況を打開することであった⁵⁹。しかし、この提案により途上国からは「マルチ規律を作ろうという柔軟な姿勢を見せないことは問題」と非難の声が上がり、EUも説明を変化させた⁶⁰。

このような批判が途上国から上がる背景として、先進国に対する不信感があった。GATTの時代からラウンド交渉をはじめとした各種交渉は、主要な数か国の交渉担当者の会合によって概要が決定された後、全体会合によってそれを承認する「グリーン・ルーム方式」が採用されてきた⁶¹。アメリ

カのクリントン大統領は途上国を中心とした WTO 加盟国すべてに対して「開かれた」交渉を標榜し、グリーン・ルーム会合の不採用を謳うと同時に、途上国の加盟国に対して貿易担当閣僚をシアトルへ派遣するよう促した。しかし、実際にはクリントン大統領の思惑は外れ、事前のジュネーブにおける事務レベル交渉が進展しなかったこともあり、アメリカのシアトルにおいて開催された第三回 WTO 閣僚会議の議長を務めたバシェフスキー米国 USTR 前代表は閣僚会合最終日の前日になって、グリーン・ルームを召集した。この結果、途上国の貿易担当閣僚たちの多くは、グリーン・ルーム会合に参加できなかったのみならず、ひどい場合には会場外のロビーで待ちぼうけといった事態が生じた。このグリーン・ルーム会合が途上国の反発を引き起こし、閣僚会議「凍結」の大きな要因の一つとなった。アフリカ諸国を中心とする後発開発途上国のグループは、グリーン・ルーム会合への参加が認められなかったことを問題視し、会議の不透明性を糾弾した⁶²。

WTO における競争政策についても途上国は抵抗した。その理由として、競争法への理解が不十分だった点が挙げられる⁶³。競争政策はさまざまな反競争的行為を問題としており、国や地域によっては、むしろ国内産業育成のために必要な措置と捉えているケースもあるからである。例えば、独占は国内産業育成のために禁止したくないと考えられており、産業政策として評価する立場がある。そこで途上国では、この競争政策の議論は利益とならないと見なされる傾向がある。

これに対し EU はメリットがあると考えていた。多くの途上国は、産業政策と競争政策を相いれないものとして捉えているが、現実には競争政策を採用した方が産業は育成されることもあるのである。例えば日本は独占禁止法をはじめとした競争政策を制度としておきながら、必要な場面において産業保護的政策をとってきた。しかし、現実には競争に面したセクターが伸び、保護育成していたセクターの多くは必ずしも期待された成果をあげなかったのである。このように、競争政策を原則としたほうが効果的であるという議論もあるのである⁶⁴。EU 専門家グループ報告書でも、発展途上国は価格差別、知的所有権の濫用行為および他国の競争法の域外適用にさらされやすいリスクを持っていることを挙げており、むしろ途上国にはメリットがあると考えていた⁶⁵。しかし、途上国の EU 先進国によるグリーン・ルーム会合に対する不信感のために、反発は避けられなかった⁶⁶。

このような途上国の抵抗は WTO の特徴の一つになっている。それは、1999 年のシアトル閣僚会議の「凍結」から始まる。1999 年 12 月 3 日、バシェフスキー議長は、途上国の強い反対から、交渉の「凍結」を宣言した。実質的には「決裂」であった。WTO 閣僚会議は、全加盟国の貿易担当閣僚によって構成される WTO の最高意思決定機関であり、通常、二年に一回開催される。とりわけ第三回シアトル閣僚会議では、翌年の 2000 年から、「新ラウンド」を立ち上げることが最大の焦点であった。新ラウンド立ち上げ交渉「凍結」の原因の一つとして、途上国の影響力の増加が挙げられている⁶⁷。そして、反グローバリズムを標榜する NGO の存在がこれを後押しし、途上国の影響力をより増加していったのである。

4.4 NGO の影響

WTO は GATT 以上に国家主権を制約するため、グローバル化の象徴として（反グローバリズムを掲げる）NGO の激しい反対運動を招くことになった。NGO は WTO が民主的に選ばれた政治機構ではないにもかかわらず、自由貿易の枠を超えて、加盟国の国内政策に非民主的に介入していると批判している⁶⁸。

シアトル会議の失敗の背景にも NGO の活動拡大が指摘されるが、WTO カンクン閣僚会議においては NGO と途上国との連携がさらに強まり具体的交渉内容の決定にも関与したようである。例えば、競争政策とともにシンガポール・イシューの中で議論されていた投資ルールに関して途上国の開発政策の自由度を奪うものであると NGO が主張し、途上国の反対姿勢を支援していた⁶⁹。カンクンの会議場では NGO 代表が途上国の代表団メンバーに名を連ねる光景すら見られた。また、インド、バンラデシュなどは NGO と連携し、途上国向けシンポジウムを開催するなどしていた⁷⁰。

以上の経緯から、WTO での国際競争法制定の試みは挫折することとなった。しかし、WTO に代わるように発足した ICN により、これらの課題が克服され、競争法の分野における国際協調が進むことになったのである。次節ではこの点について検討する。

5. ICN における協調

5.1 ICN について

WTO での国際競争法制定の試みは挫折したが、近年 ICN という場で国際的な協力が大いに進んできている⁷¹。そもそも ICN は 1997 年にアメリカ司法省が組織した国際競争政策助言委員会 (ICPAC) が、2000 年の最終報告書において、多国籍企業結合の規制に関する収斂および届出・審査の合理化並びに国際カルテルに対する法執行に関する国際協力を推進することを主な目的として、Global Competition Initiative (GCI) 構想を掲げたことから始まる⁷²。同報告書に基づいてアメリカ司法省を中心として立ち上げられた国際的枠組みが ICN である。ICN は競争法の執行、手続や運用を通じ、国家間の相違が収斂していくことを目的として、2001 年 10 月にアメリカ、EU および日本を含む 14 か国・地域の 16 当局で発足した。その後、加盟当局数が 100 を超える国・地域になるまで増加し、競争法の分野で最大の国際組織となっている⁷³。

ICN には常設の本部建物や固有の事務局職員などは存在せず、参加メンバーの自発的な貢献と協力で運営されている。主に、カルテル、企業結合、単独行為などのテーマごとの作業部会が設けられ、電話会議や電子メールによって議論や活動を進める。年に 1 回、いずれかの当局の主催で年次総会を開催し、競争当局関係者だけでなく、弁護士、学者、国際機関などの非政府アドバイザー (NGA) と呼ばれる人たちも実際に集まって、1 年間の活動成果や今後の活動計画の報告、検討、議論が行われる。ICN では、これまでに企業結合、カルテル、単独行為などに関して、推奨される方法 (recommended practice) や推奨慣行 (good practice) など各国の競争当局が法執行を行う上で指針となる様々な重要な成果を生み出している⁷⁴。

5.2 WTO との違い

ICN と WTO での国際競争法制定の試みは大きく二つの点で異なっている。一点目は、ICN は共通ルールを採択して加盟当局に履行を強制する組織ではない。あくまでも、加盟当局間の議論により得られた共通理解に基づき、実務に関する一定の推奨を行うのみである。つまり、制度や執行の在り方は加盟当局に委ねられている。また個別の事件に関して議論するが、その解決の在り方を決定する組織でもない。ICN は加盟当局間の議論をサポートするが、個別の事案に介入することはない。

二点目はすべての国に参加が開かれていることである。ICN の活動の核となるのは作業部会である。

加盟当局は希望すればいずれの作業部会における活動にも参画できる。先に述べたように、WTOでは影響力のある国家の交渉代表者を非公開グループとして限定し、事前に合意形成のコアを作り上げるグリーン・ルーム方式が途上国から大きな批判を浴びた⁷⁵。これに対しICNの作業部会におけるプロジェクトは常設の事務局や会議場を決めておらず、加盟当局職員及びNGA間のメールのやり取りや電話会議によって進められる。こういったWTOとの制度の違いがICNでの多くの成果を生んでいるといえる。

5.3 ICNの具体的な成果

ICNが挙げてきた成果として「届出基準と審査手続の収斂」と「実体的審査基準の収斂」の二つがある。前者は企業結合の際に届出が必要となる企業の売上高などの届出基準、および競争当局が対象企業を審査する際の審査手続であり、これらが国際的に収斂してきたことである。この点において大きな役割を果たしてきたのが、ICNの設立当初に設置された企業結合作業部会（MWG）である。この部会ではベストプラクティスといわれる最も効率の良いとされる基準を採択している⁷⁶。それは①企業結合届出及び審査手続に関する指導原理（2002）⁷⁷、②企業結合届出及び審査手続に関する勧告プラクティス（2002 - 2006）⁷⁸、③企業結合審査分析に関する勧告プラクティス（2008）⁷⁹、④企業結合審査調査手法ハンドブック（2005）、⑤企業結合ガイドラインワークブック（2006）、⑥企業結合問題解消措置報告（2005）などである。

これらはいずれも非拘束的な文書と性格づけられているが、届出基準、審査手続の収斂に貢献している。例えば、企業結合作業部会による履行に関する2005年報告は、「目覚ましいほどの数のICN加盟国・地域が企業結合届出及び審査手続に関する勧告プラクティスを履行しつつある」と評価している⁸⁰。さらに、2011年の包括的評価報告も、回答した54のICN加盟国・地域のうち75パーセント以上が②を、85パーセントが③を、50パーセント以上が④から⑥をそれぞれ使用していると述べている。

また32当局（回答の59パーセント）が②を制度改正に貢献し、または届出要件をこれに適合すべく改正したこと、25当局（回答の46パーセント）が③が制度改正に貢献したとの調査結果を明らかにしている⁸¹。

このように、ICNの勧告プラクティスは、届出基準、審査期間などの収斂に大きな成果を上げている。これらはICN加盟当局間のみならず、非ICN加盟当局にもその影響が及んでいる⁸²。これはWTOでは実現できなかった成果である。

ICNのもう一つの成果は加盟当局の企業結合に対する実体的審査基準も収斂しつつあることである。例えば日本の公正取引委員会が他当局と国際協力した並行審査案件において、審査の要否や介入時に条件として付された問題解消措置について、ほぼ一致するケースが数多く見られている⁸³。これは日本の例ではあるが、日本が他国とどのような取り決めを成立させたのかを見てみると、国際的にICNの審査基準に沿った形で取り決めが成立していることが分かる（表1参照）。

表1 日本の公正取引委員会と他国の当局間で国際協力があり、かつ整合的な結論に至った事例

事案	年	並行審査当局、協力当局、先行条件付加
ジョンソン・エンド・ジョンソンによるガイダントの株式取得 ⁸⁴	2005年	欧州委員会、アメリカ連邦取引委員会(FTC)、カナダ競争局
パナソニックによる三洋電機買収	2009年	欧州委員会、アメリカFTC、中国商務部など8か国
アジレント・テクノロジー・インクによるバリエント・インクの株式取得	2010年	欧州委員会、オーストラリア競争・消費者保護委員会(ACCC)、アメリカFTC
BHP ビリトンによるリオ・ティントの合併事案	2010年	オーストラリアACCC、欧州委員会、ドイツカルテル庁、韓国公正取引委員会(KFTC)
ハードディスクドライブ市場における2件の企業結合(シーゲイトによるサムスン電子事業譲受、ウエスタン・デジタルによるビビティ買収)	2011年	欧州委員会、アメリカFTC、韓国KFTC、中国商務部
エーエスエムエル・ホールディング・エヌ・ビーとサイマー・インクの統合計画	2013年	アメリカ司法省、韓国KFTCなど

川島(2013)による表をもとに一部修正。イタリック体でないものは並行審査当局、囲み線で示した当局は協力当局、イタリック体で示した当局が先行条件付加当局である。

またICNでの各国当局間の経験の交換などにより、問題解消措置についても一致が見られる。例えばパナソニックによる三洋電機買収の審査においては、表2の通り、問題解消措置の一致が見られる。日本の公正取引委員会は本件結合により、当事会社の単独行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断し、欧米当局もほぼ同様の結論に至っている⁸⁵。

表2 日本、アメリカ、EU 競争当局による問題解消措置の比較(1)

	リチウムイオン二次電池	民生用ニッケル水素二次電池	自動車用ニッケル水素二次電池	円筒形二酸化マンガンリチウム一次電池
日本	不問	—	不問	三洋鳥取売却
EU	不問	三洋高崎売却	不問	三洋鳥取売却
アメリカ	—	三洋高崎売却	不問	—

注：—は重点審査なし、不問は重点審査移行後に不介入。三洋鳥取及び高崎の売却先はいずれもFDK(富士通子会社)。川島(2013)による表を一部修正

また、実質的な競争の制限の恐れが疑われたハードディスクドライブ市場における二件の企業結合においても、表3が示すように、ほぼ同一の問題解消措置となっている。欧州委員会が2011年4月19日に届け出たシーゲイトによるサムスン電子事業譲受、ならびに同年4月20日に届け出たウエスタン・デジタルによるビビティ買収について、両者ともに買収がないという前提で審査し、前者につ

いては無条件で承認し、後者については市場シェア 10 パーセント分のハードディスクドライブ生産設備の売却を条件に承認した⁸⁶。アメリカ連邦取引委員会（以下、FTC）と日本の公正取引委員会も欧州委と密接な情報交換を行い、後者について欧州委員会に提出された条件で問題が解消されると判断し、前者については無条件で承認した。

表 3 日本、アメリカ、EU 競争当局による問題解消措置の比較（2）

	シーゲイトによるサムスン電子 事業譲受	ウェスタン・デジタルに よるビビティ買収	問題解消措置
EU	無条件承認（2011. 4. 19 届出）	条件付承認（2011. 4. 20 届出）	HDD 生産設備を売却
アメリカ	無条件承認	条件付承認	EU 同様の条件
日本	無条件承認	条件付承認	EU 同様、10%分売却

川島（2013）による表を一部修正

これらの事例が示すように、ICN での協調は実体的審査基準の収斂をもたらしているといえる。ICN での経験の交換が二国間協力および調整を有効に行う上で重要な基盤となり、このような収斂に貢献している⁸⁷。

6. おわりに

本稿では競争法のグローバル化の事例を取り上げ、国境を越える経済活動の規制について考察した。グローバル化が進んでも国家の主権はなくなる。グローバル化は相互に主権を尊重した上で、漸進的に合意を形成していく。その過程は一度に世界規模で統一ルールを制定する試みに比べれば非効率に見えるが、グローバル化には主権国家間の調整に時間を要するため、避けられないプロセスである。

そもそも競争法をめぐる衝突はアメリカの域外適用に始まった。国際的な反競争行為が生じた際、アメリカが自国の競争法に基づいてこれを処理したため、対象となった国家から主権の侵害であるという非難が噴出した。そして、アメリカに次ぐ歴史のある競争法を持つ EU が域外適用を開始したことで、今度は逆にアメリカが反発を示した。

このような衝突を解決するために、WTO において国際競争法の制定が試みられたが、WTO が法的拘束力を持ち、自国の司法判断が覆されることを懸念したアメリカが消極的な姿勢を示しただけではなく、先進国で決められた競争法を押し付けられることを嫌った途上国もこれに強く反対した。限定された国のみが参加する WTO のグリーン・ルームという協議の形式に対しても途上国の不信感が高まっていた。さらに反グローバリズムを唱える NGO は WTO が途上国にルールの受容を迫ることに対する反対運動を組織し、WTO での試みは挫折した。

しかしその一方、法的拘束力がなく、またすべての国に開かれた協議形式を持つ ICN により、競争法の国際的な収斂が進んでいる。ICN には対立していたアメリカと EU のみならず、途上国も参加し、競争法の分野における国際的な協調が実現している。アメリカと EU の競争法は相違点を残しつつも、ICN での経験を通じて共通する部分が増えてきた。

EUは各国の競争政策とEU全体の競争政策をあわせ持っているように、個別の国家とEU全体の政策を調整する経験を有していた。こうした「先行者」としての立場を有利に生かしたいと考え、WTOでもEUが主導して国際競争法を制定したいという意図があったと指摘されている。実際、EU諸国は自らの考え方をWTOの公式文書として140か国以上の国に配布し、「啓蒙活動」を行っていた⁸⁸。それは協議の場がICNになっても変わっておらず、経済成長目覚ましい中国はEU競争法を最も重要なモデルとしている。

この点を踏まえるならば、WTOにおいて自身の競争法を世界に広げるというEUの思惑は実現しつつあるといえるのかもしれない。しかし、ICNという場がインフォーマルなフォーラムとして機能していることにより、アメリカが反発を示したり、協議を拒否するような事態は今のところ見られていない。

これが示すように、国際協調のための相互理解形成の場として、どの国にも開かれ、かつ非拘束的な議論の場であるICNの活用が有効であると思われる。ICNの評価は一般的に高いが問題点がないわけではない。世界第2位の経済大国として国際社会への影響力が高まっている中国の当局はいまだにICNに加盟していない。アメリカやEUなどが無条件の承認と審査した事例において、中国当局が条件付き承認とする審査を行い、国際社会で大きな反響を呼んだ事例も見られる⁸⁹。ICNにおいて国際的な協調が続くために、中国を含めた新興国のさらなる加盟が望まれている⁹⁰。グローバル化が進む中での国際協調について理解を深めていく上でも、本稿で示した分析視角は一つの視座を提示していると思われる。

¹ グローバル化 (globalization) は社会的諸関係の時空間的諸側面の再秩序化 (世界の一層の緊密化) のプロセスと定義される。アンソニー・ギデンズ (松尾精文、小幡正敏訳) 『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結』而立書房、1993年、ジョセフ・S. ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A. ウェルチ (田中明彦、村田晃嗣訳) 『国際紛争—理論と歴史 [原書第10版]』有斐閣、2017年、339-347頁。Mittelman, J. H. *Globalization: Critical Reflections*, Boulder: Lynne Rienner, 1997. 岩崎正洋、植村秀樹、宮脇昇『グローバリゼーションの現在—一藝社、2000年、マンフレッド・B・スティンガー (櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴訳) 『グローバリゼーション [新版]』岩波書店、2010年、大芝亮『国際政治学入門』ミネルヴァ書房、2008年などを参照。

² 奥田孝晴編『〔三訂版〕グローバリゼーション・スタディーズ—国際学の視座—』創成社、2012年。

³ フランシス・フクヤマ (渡部昇一訳) 『歴史の終わり』三笠書房、1992年。

⁴ Kenichi Ohmae, *The End of the Nation State: The Rise of Regional Economies*, Free Press, 1995, F. H. Hinsley, *Sovereignty* second edition, Cambridge University Press, 2009, F.A. ハイエク (西山千明監修) 『ハイエク全集』春秋社、1989年、F.A. ハイエク (西山千明訳) 『隷属への道』春秋社、1992年、ロバート・ノージック (嶋津格訳) 『アナーキー・国家・ユートピア：国家の正当性とその限界 (上・下)』木鐸社、1995年、スーザン・ストレンジ (櫻井公人訳) 『国家の退場：グローバル経済の新しい主役たち』岩波書店、1998年、マイケル・ハワード (奥村房夫ほか訳) 『戦争と知識人：ルネッサンスから現代へ』原書房、1982年。

⁵ Paul Hirst, Grahame Thompson and Simon Bromley, *Globalization in Question*, Polity, 2009, Adrian

- Leftwich, *States of Development: On the Primacy of Politics in Development*, Polity, 2001, John Burnheim, *Is Democracy Possible?: The Alternative to Electoral Democracy*, Sydney University Press, 2006, R.B.J. Walker, *Inside/Outside: International Relations as Political Theory*, Cambridge University Press, 1992, Richard Falk, *On Humane Governance: Toward a New Global Politics*, Polity, 1995, E.H. カー (井上茂訳)『危機の二十年—1919～1939』岩波書店、1996年、サミュエル・ハンチントン (鈴木主税訳)『文明の衝突』集英社、1998年。
- ⁶ 宮川裕光『米国・EU・中国 競争法比較ガイドブック』中央経済社、2010年、10頁。
- ⁷ 奥村皓一、夏目啓二、上田慧『テキスト多国籍企業論』ミネルヴァ書房、2006年、安室憲一編『多国籍企業文化』文眞堂、1995年、鈴木洋太郎『多国籍企業の立地と世界経済—インターナショナル・ロケーションの研究—』大明堂、1994年、絹巻康史編『国際経営—多国籍企業の貿易・投資・海外事業—』文眞堂、2001年、瀬藤澄彦『多国籍企業のグローバル価値連鎖 国際経営戦略論の系譜』中央経済社、2014年、金網基志『暗黙知の移転と多国籍企業 知識の国際移転を可能とする組織メカニズム』有斐閣、2009年。
- ⁸ 白石孝『グローバリズムとリージョナリズム—新たな世界貿易秩序への模索—』勁草書房、1995年、148-149頁。
- ⁹ 吉成量平「ICNの概要及び公正取引委員会の取り組みについて」『公正取引』第820号、2019年、8頁。
- ¹⁰ 経済法のもう一つの種類である「統制法」は価格、生産などについて認可制などの直接的手法により、政府が事業者の事業活動に介入するものである。例えば鉄道事業法、道路運送法、電気事業法、ガス事業法、電気通信事業法などである。鈴木孝之、河谷清文『事例で学ぶ独占禁止法』有斐閣、2017年、6頁。
- ¹¹ 「シャーマン法」という法律名は、本法の成立に主導的役割を果たした上院議員ジョン・シャーマンにちなむ。
- ¹² 宮川、前掲注(6)、10頁。
- ¹³ この協定案の必要性の根拠として6つの点を指摘している。正田彬『アメリカ・EU 独占禁止法と国際比較』三省堂、1996年、280-281頁。
- ¹⁴ デイヴィッド・ヘルド編 (中谷義和訳)『グローバル化とは何か—文化・経済・政治—』法律文化社、2002年、26頁以降参照。
- ¹⁵ Geoff Mulgan, *Connexity: How to Live in a Connected World*, Vintage Digital, 2011, William Greider, *One World, Ready or Not: The Manic Logic of Global Capitalism*, Simon & Schuster, 1998. 大前研一 (田口統吾訳)『ボーダレス・ワールド』プレジデント社、1990年。
- ¹⁶ Paul Hirst, Grahame Thompson, Simon Bromley, *Globalization in Question*, Polity, 2009.
- ¹⁷ E.H. カー、前掲注(5)、ハンス・J. モーゲンソー (現代平和研究会訳)『国際政治—権力と平和』福村出版、1986年、ケネス・ウォルツ (河野勝、岡垣知子訳)『国際政治の理論』勁草書房、2010年、高坂正堯『国際政治—恐怖と希望』中央公論社、1966年、マイケル・J. スミス (押村高訳)『現実主義の国際政治思想—M. ウェーバーから H. キッシンジャーまで』垣内出版、1997年、ジョン・J・ミアシャイマー (奥山真司訳)『新装完全版 大国政治の悲劇』五月書房新社、2019年。Stephen M. Walt. *The Origins of Alliances*, Ithaca: Cornell University Press, 1987; John A. Vasquez,

Colin Elman. *Realism and the Balance of Power: A New Debate*, New Jersey: Prentice-Hall, 2003.

- ¹⁸ さらに WTO では政府調達 (Agreement on Government Procurement) などの一部の例外を除き、すべての協定を一括して受諾しなければならない。田村次朗『WTO ガイドブック [第2版]』弘文堂、2006年、3頁。
- ¹⁹ 清水喬雄「WTOにおける競争政策ルールの検討について—競争法の体系と基本規定の在り方—」『日本国際経済法学会年報』第13号、2004年、64頁。
- ²⁰ 総合研究開発機構編『経済のグローバル化と法』三省堂、1994年、7頁。
- ²¹ 法の適用範囲を自国領域内に限定して適用する考え方。
- ²² 同上。
- ²³ 鈴木、河谷、前掲注(10)、517-518頁。
- ²⁴ Joel I. Klein, “The War Against International Cartels: Lessons from the Battlefield,” presented at Fordham Corporate Law Institute, 26th Annual Conference on International Antitrust Law & Policy, New York, New York, October 14, 1999, <https://www.justice.gov/atr/speech/war-against-international-cartels-lessons-battlefront> (2020年11月8日アクセス)
- ²⁵ ブルーノ・ザネッティン (植村吉輝訳)「国際レベルでの競争当局間の協力 (第1章前半)」『阪南論集 社会科学編』第42巻第2号、2007年3月、131頁より引用、松下満雄「独禁法の衝突と共助」『ジュリスト』第781号、1983年、168-172頁。
- ²⁶ 宮川、前掲注(6)、10頁。
- ²⁷ 1958年イスブランセン事件、1966年カーネーション事件、1968年スヴェンスカ事件、1968年セーバー事件など。石黒行雄「論説 定期船海運の法政策に関する比較研究—海運の公共性から観た競争法適用除外の擁護—」『横浜国際経済法学』第17巻第1号、2008年9月、27頁。
- ²⁸ 1979年オーストラリア「外国反トラスト判決(執行制限)法」(Foreign Antitrust Judgement (Restriction of Enforcement) Act)、1980年イギリス「貿易利益保護法」(Protection of Trading Interests Act) 1980年フランス「外国人または外国法人に対する経済上、商業上もしくは技術上の文書または情報の提供に関する1980年7月16日の法律第538号」など。本田直志「アメリカ反トラスト法の域外適用に関する法理の発展と動向(下)」『一橋研究』12号第1号、131-144頁。鈴木、河谷、前掲注(10)、532頁。川濱昇、瀬領真悟、泉水文雄、和久井理子『ベーシック経済法—独占禁止法入門 第5版』有斐閣、2020年、323頁。土田和博『独占禁止法の国際的執行—逡巡、適用、協力』日本経済法学会年報第34号、2013年、1-19頁。
- ²⁹ 植村吉輝「レイカー航空訴訟に関するメモ」『阪南論集』第42号、2006年、24頁。
- ³⁰ Stephen D. Ramsey, “The United States-Australian Antitrust Cooperation Agreement: a Step in the Right Direction,” *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24, 1983, pp. 127-153.
- ³¹ *Timberlan lumber Co. v. Bank of America*, 549F. 2d 597 (9th Cir. 1976). 「管轄権の合理の原則」とは外国の法・政策との衝突の程度、当事者の国籍、主たる事業者の所在地、関係国への影響の相対的程度などを考慮して、なお反トラスト法の適用が合理的である場合のみ域外適用を行うというものである。
- ³² 同上、487頁。
- ³³ 高島忠義「木材パルプ事件に関する欧州司法裁判所判決—EC競争法の域外適用—」『法学研究』

- 68 卷 7 号、慶応義塾大学法学研究会、1995 年、125-166 頁。
- ³⁴ 宮川、前掲注 (6)、10 頁。
- ³⁵ 笠原宏「ボーイング / マグダネル・ダグラスの合併に対する欧州委員会決定について」『公正取引』571 号、1998 年。
- ³⁶ ブルーノ、前掲注 (25)、143 頁。
- ³⁷ 1997 年 12 月 7 日 EC 官報 C372 号、17、18 頁。
- ³⁸ アメリカ政府が通報した内容は、国防上の重要な利益が侵害される、国内の雇用への悪影響が懸念されるといったことであった。笠原、前掲書、58 頁。
- ³⁹ ブルーノ、前掲書、36 頁。
- ⁴⁰ Commission Decision of 3 July 2001, Case M.2220 General Electric/Honeywell
池田千鶴「GE/Honeywell 事件欧州委員会決定」『公正取引』第 624 号、2003 年 1 月号、77-85 頁、
泉水文雄『寡占市場間の合併と競争政策— GE/ ハネウェルの合併事件をめぐる』『公正取引』第
612 号、2001 年 10 月号、18-23 頁。
- ⁴¹ 越知保見『日米欧 独占禁止法』商事法務、2005 年、751 頁。
- ⁴² Tom Brown, *Update2-U.S. Treasury Chief Slaps at Europe Over GE Deal*, Reuters, June 27, 2001.
- ⁴³ Raf Casert, “General Electric to EU ‘Negotiation are over’ — Bush couldn’t sway Europe on Honeywell deal,” *Toronto Star*, June 16, 2001, E11.
- ⁴⁴ 詳しくは Eleanor M. Fox, *GE/Honeywell: The U.S. Merger that Europe Stopped - A Story of the Politics of Convergence* (July 2007).
SSRN: <https://ssrn.com/abstract=1002647> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1002647>
- ⁴⁵ Quoted in Peter Ford, “EU is blocking major U.S. merger — Unless either side relents in the next three weeks, the mega General Electric-Honeywell deal could be history,” *Christian Science Monitor*, June 21, 2001, p.1. <https://www.csmonitor.com/2001/0621/p1s1.html> (2020 年 1 月 8 日アクセス)
- ⁴⁶ 『公正取引』第 610 号、2001 年 8 月、90-91 頁。
- ⁴⁷ 清水、前掲注 (19)、58 頁。
- ⁴⁸ Singapore Ministerial Declaration (13 December 1996), Paragraph 20.
- ⁴⁹ 渡邊頼純『WTO ハンドブック 新ラウンドの課題と展望』ジェトロ (日本貿易振興会)、2003 年、187 頁以下。
- ⁵⁰ Doha Work Programme, Decision Adopted by the General Council on 1 August 2004, WT/L/579, 2 August 2004. 川島富士雄「企業結合規制に関する国際的協力及び調整—成果と残された課題—」『日本経済法学会年報』第 34 号、2013 年、37-55 頁。
- ⁵¹ Mel Marquis, *Idea Merchants and Paradigm Peddlers in Global Antitrust*, 28 Pac. McGeorge Global Bus. & Dev. L. J. 155, 2015, pp. 167-170. <file:///C:/Users/Owner/Downloads/SSRN-id2624590.pdf> (2020 年 1 月 7 日アクセス)
- ⁵² 本田直志「競争政策・競争法と WTO —国際的な反競争的行為の規制のあり方をめぐって—」『日本経済法学会年報』第 25 号、2004 年、179 頁。
- ⁵³ Daniel J. Gifford, “The Draft International Antitrust Code Proposed at Munich: Good Intentions

- Gone Awry,” *Minnesota Journal of Global Trade*, Vol. 6, 1996, pp. 1-66, 国際反トラストワーキンググループ（正田彬、柴田潤子訳）「国際反トラスト規約草案」『ジュリスト』第 1036 号、1993 年、46-69 頁。
- ⁵⁴ アメリカ司法省の中にも様々な考え方があった。例えば、司法長官の諮問委員会である国際競争政策諮問委員会の議長を務めたジェームズ・ライル（James Rill）は、例外的に WTO での競争政策ルールに賛成であった。しかし、WTO 紛争処理ルールの適用には強く反対していた。清水、前掲注（19）、75 頁。
- ⁵⁵ 同上、64 頁。
- ⁵⁶ WT/WGTCP/2, para 35.
- ⁵⁷ プリ協定とはプリラテラリズム（複数主義）を意味し、意思と資格とを保持する国のみを対象とする複数的（プリラテラル）枠組みを指している。
- ⁵⁸ 清水、前掲注（19）、74 頁。
- ⁵⁹ 同上、60 頁。
- ⁶⁰ 同上、74 頁より引用。
- ⁶¹ GATT 事務局内においてこれらの密室会合が開かれた会議室の壁紙が緑色であったことから、グリーン・ルーム会合と呼ばれている。
- ⁶² 通商産業省、大臣閣議後記者会見の概要 1999 年 12 月 7 日、国立国会図書館 Web Archiving Project.
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285403/www.meti.go.jp/speeches/data_ed/ed91207j.html
(2020 年 1 月 5 日アクセス)
- ⁶³ UNCTAD の貿易と競争会議においても、途上国から競争法の意義についての教育機会の継続が求められており、その必要性の理解が途上国全体に浸透していくには、まだしばらく時間がかかるという指摘があった。田村次朗「WTO における『貿易と競争』のゆくえ—日米フィルム事件が残した課題」『日本国際経済法学会年報』第 8 号、1999 年、79-105 頁。
- ⁶⁴ 田村、前掲論文。
- ⁶⁵ European Commission, *op.cit.*
- ⁶⁶ UFJ 総合研究所新戦略部 通商政策ユニット『WTO 入門』日本評論社、2004 年、61 頁。
- ⁶⁷ 同上、53-54 頁。
- ⁶⁸ 滝川敏明『WTO 法 第 2 版 実務・ケース・政策』三省堂、2010 年、8 頁。
- ⁶⁹ 投資、競争政策、政府調達、透明性及び貿易円滑化の 4 分野を総称してシンガポール・イシューと呼ぶ。これらの分野を WTO の交渉対象とすべきかについて、1996 年にシンガポールで開催された第 1 回閣僚会議において初めて議論された。
- ⁷⁰ 清水、前掲注（19）、65 頁。
- ⁷¹ 菅久修一「第 12 章 国際競争ネットワーク（ICN）の活動、成果と今後の課題」土田和博編『独占禁止法の国際的執行—グローバル化時代の域外適用のあり方』日本評論社、2012 年、303-328 頁、宮川、前掲注（6）。
- ⁷² International Competition Policy Advisory Committee to the Attorney General and Assistant Attorney General for Antitrust, Final Report, 2000.

- ⁷³ ICN のホームページ (<https://www.internationalcompetitionnetwork.org/>) (2019年12月30日アクセス)、菅久、前掲注(71)、303-328頁。
- ⁷⁴ 世界の主要な競争当局によるコンセンサスを取りまとめたものであるため、それらの国は既にその内容を満たしているものが多いが、制度変更を検討している競争当局はこれらの成果を格好の検討材料としている。事実、ベトナム、モンゴル、ザンビアなどの競争当局がICNによる成果を参照した助言を受け、または自ら成果を踏まえて、実際の制度設計に活用している。吉成、前掲注(9)、3-9頁、下津秀幸「ICNにおける成果物について」『公正取引』第820号、2019年、10-16頁。
- ⁷⁵ 岸井大太郎、岸田直範、和田健夫、内田耕作、稗貫俊文『経済法—独占禁止法と競争政策—〔第9版〕』有斐閣、2020年、457頁。
- ⁷⁶ 同部会の使命は、「次の目的のため、企業結合制度の設計及び運用におけるベストプラクティスの採択を促進すること。(i) 各国・地域の企業結合審査メカニズムの有効性の向上、(ii) 手続的及び実体的な収斂の促進、及び(iii) 多国間にまたがる企業結合審査に要する当局及び当事会社の時間・費用の削減」と規定されている。Mission of the Merger Working Group (MWG)。
- ⁷⁷ 権限、透明性、国籍による差別禁止、手続の公正性、不必要なコストの回避、調整、収斂、秘密情報保護などの原則の確認を指している。
- ⁷⁸ 管轄権、届出基準、届出時期、審査機関、届出情報、審査手続、手続上の公平性、透明性、秘密情報、国際協力、問題解消措置、審査当局の権限、規定の見直しについて勧告を指している。
- ⁷⁹ 法的枠組み、市場画定、市場シェアによる推定、水平型結合の競争効果分析、単独効果、協調効果、参入、破綻企業について勧告を指している。
- ⁸⁰ Implementation of the ICN Recommended Practices for Merger Notification and Review Procedures, April 2005, p. 2.
- ⁸¹ ICN Merger Working Group Comprehensive Assessment 2010-11 (2011), pp. 3-4.
- ⁸² 例えば、中国の届出基準は草案段階ではシェア基準が含まれるなどの問題が指摘されたが、最終的にはICN勧告プラクティスに適合的なものに落ち着いている。川島富士雄「中国独占禁止法—執行体制・実施規定・具体的事例(中)」『国際商事法務』第37巻第6号、2009年、790頁。
- ⁸³ 川島富士雄「企業結合規制に関する国際的協力及び調整—成果と残された課題—」『日本経済法学会年報』第34号、2013年、37-55頁。
- ⁸⁴ 稲熊克紀「企業結合規制における競争当局間の協力について」『NBL』第905号、2009年、60-61頁。
- ⁸⁵ 公正取引委員会『平成21年度における主要な企業結合事例』2010年6月2日、事例7。自動車用ニッケル水素二次電池については、日米欧当局で問題解消措置が調整される一方で、中国のみ問題解消措置を要求するに至ったという問題もあった。川島、前掲注(83)、45頁。
- ⁸⁶ 川島、前掲注(82)、46頁。
- ⁸⁷ 同上、44頁。
- ⁸⁸ 清水、前掲注(19)。
- ⁸⁹ 王曉擘「中国反壟断法の域外適用—理論と実践—」『日本経済法学会年報』第34号、2013年、90頁。
- ⁹⁰ 川島、前掲注(82)、48頁。

Sovereignty in International Cooperation: Harmonization of Competition Law

YAMAMOTO, Takaaki

There have been growing interests in globalization in international politics. However, the debate over this topic is divided: some see globalization as inevitable phenomena with the increase in international trade, while others cast doubt on it because the fundamental role of the sovereign state remains unchanged. Investigating the case of the harmonization of competition law, this paper aims to clarify under what conditions globalization progresses. Beyond the either-or arguments of the existing studies, it claims that globalization gradually accelerates when forum-based discussions are provided for states, which are open and non-binding and respect state sovereignty.